

第6回 高架下利用計画等検討会 議事の内容

1. 日 時：平成26年12月1日（月）14：15～16：30

2. 場 所：(独)日本高速道路保有・債務返済機構 会議室

3. 審議の概要

(1) 事務局より、①高速道路と連結する利便施設等の事業計画（案）及び②太陽光発電設備設置の公募に係る提案募集要領(案)説明した。委員からの主な意見は以下のとおり。

① 高速道路利便施設等の事業計画（案）について

(委 員) 南相馬鹿島 SA の休憩所の運営に当たる指定管理者の選定は、透明性・公正性に配慮して手続きを行われたい。

(委 員) 「(3)地域との調和について」の審査において、一般道の交通への影響については、外部から当施設を利用されることも踏まえた記載を検討されたい。

(委 員) 地元の市が連結申出者になるという事例がでてきたこともあり、評価において、高速道路が地域の活性化とどのように融合できるのかという観点も検討されたい。

(委 員) 南相馬鹿島 SA の給油所は、事業計画が赤字となっている。高速道路として必要な施設であれば、給油所の制度上の位置付け方の議論が必要なかもしれない。

(委 員) 今川 PA において、上下線で収支予測の違いが出ているが、何故か。

(事務局) 一般的に、大都市への帰路は売り上げが多く、逆方向は売り上げが少ない、というデータを踏まえたものである。

(委 員) 上下線を合わせた収支計画が赤字である理由如何。

(事務局) 給油所の赤字分が影響しているが、商業施設は黒字を確保できており問題ない。

(委 員) スマートICの整備による、周辺の学校等への影響如何。

(事務局) 動線として学校等の方面には向かわないよう計画されている。

② 太陽光発電設備設置の公募に係る提案募集要領(案)について

(委 員) 太陽光発電設備設置後の設置者と道路管理者のリスクの分担如何。

(事務局) 道路占用許可であることから、設置物については占用者の責任において対処する。道路管理者においては、道路管理上の支障が生じないことを確認している。

(委 員) 10年間の事業計画書を提出させることになっているが、最長の占用期間や太陽光発電設備の耐用年数等を踏まえ、事業全体期間の計画を提出させるべきではないか。

(事務局) 提出書類を20年間の事業計画書に修正する。

(2) 検討会において、①高速道路と連結する利便施設等の事業計画（案）については了承された。また、②太陽光発電設備設置の公募に係る提案募集要領(案)については、上記の修正を加えた上で了承された。

(3) 事務局より、過去の高架下利用計画等検討会で審議された案件の手續状況を説明した。

以 上